

平成25年度第2回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	平成25年12月24日(火) 午後2時30分～午後4時00分
開催場所	平塚市役所 B会議室
出席委員	赤塚 健 委員長 守屋 和徳 委員 本間 重雄 委員 諸坂 佐利 委員
事務局	契約検査課、建築住宅課、教育施設課、庁舎管理課、障がい福祉課、高齢福祉課
傍聴者	1名

I 開会 委員の互選により選出された赤塚委員長の進行で開会する。

II 議題1 入札・手続の運用状況について
発注工事総括表及び発注一覧表について

【事務局より平成25年度第2四半期の発注について契約金額、落札率、指名停止の状況などを説明】

(質疑なし)

議題2 抽出案件の審議

委員長：それでは今回の抽出をされた諸坂委員から抽出理由を説明願います。

委員：(審議案件抽出理由説明書のとおり)

(1) 大野公民館新改築工事(建築)

委員長：それでは案件の審議に入ります。審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【教育施設課から工事の概要を説明】

【契約検査課から総合評価の条件、落札契約までの経緯を説明】

委員：1回目の入札では落札に至らず、2回目で落札に至っているとのことだが、2回目の入札において4者中1者が辞退・1者が入札書不着となっていることについて、辞退と不着の取扱いの違いについて確認したい。

事務局：電子入札システム上で「辞退」という意思表示ボタンを押したものが辞退、そうでないもの、つまり1回目の入札を行った後、電子入札システム上でなんのアクションも起こさない場合が不着として表示される。

委員：入札結果に添付されている総合評価の結果表は落札した業者しか総合評価値が算出されていない

いが、他の3者は評価を行っていないということか。

事務局：この案件については4者参加して最終的に予定価格以下の応札をしたものは1者のみであった。2回目の入札においては落札者のほかに1者が札入れを行っているが、その金額は予定価格を上回っているため、仮に技術評価点を算出して総合評価値を求め、それがどんな高評価値となろうとも契約することができないため、はじめから評価の対象とはならない。

委員：結果として総合評価値0.4260の業者が、他の業者との総合評価値比較をされることなく落札者となっているが、この0.4260の総合評価値というのはどの程度のものか。

事務局：技術点は35点満点で配点しているが、それに対して6.5点しか取っておらず、また価格評価点についても予定価格に近い入札額ということで、どちらも高評価値がついたとは言い難い。ちなみに総合評価値の理論上の最高値は0.6662であった。

委員：総合評価値が低かったこともそうだが、1者しか評価対象者がいない時点で、この総合評価そのものに意味があったのか疑問が残るが。

事務局：その点については総合評価技術審査委員会でも指摘があった。結果論ではあるが、その指摘について納得できる場所も大きいので、今後の総合評価を検討していく際の材料としたい。

委員：落札した（株）タックホームと別に、入札に参加している（株）タックは関連会社か。

事務局：かながわ電子入札システムに個別に登録された別々の会社である。

委員：億単位の案件に対して参加者は4者だったわけだが、市としては何者程度を見込んでいたか。

事務局：一般競争入札なので見込みとは少し違うものの、参加条件を定めたことによる参加可能業者数は13者であった。

委員：本案件は大野公民館の新改築だが、市内の他の公民館についても今後順次行っていくものか。

事務局：財政的なこともあり具体的な予定は立っていないが、新改築が必要な公民館は存在する。

委員：工事の難度という意味ではどの程度だったか。難しい工事だったから参加者が少なかったのか。

事務局：技術的に特別な工法を必要とするものではなく、そういった意味で業者が敬遠したということとは無いと考えている。

委員：技術的な要因でなければ、設計金額と業者の考える実勢価格が乖離しているということは考えられないか。本案件は辛くも落札に至ったが、自治体によっては不調になった事例も多い。従来通りの積算でいいのか見直しも必要なのではないか。

事務局：公共積算なのでルールの中で積算するしかないのだが、実際不調には苦慮している。震災復興や東京五輪の開催決定による資材・人員の確保の面で導かれた状況であり、全国的に不調が増えているのは把握している。国・県も含めた情勢をみながら対応を考えていきたい。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。業務担当課の方は退室してください。

(2) 余熱利用施設基本・実施設計委託

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から委託の概要を説明】

【契約検査課から一般競争入札の条件、落札契約までの経緯を説明】

委員：設計金額が他のコンサルに比べ高額と思えるが、もっと安く設計することは不可能なのか。参加者数から見てもかなり業者にとって魅力的な業務だったのではないか。

事務局：設計基準については国の積算資料に従っているため、それを外れて安くも高くもできない。

委員：国や県の積算基準に従うというのは法律や条例によって決まっているルールか。

事務局：告示による。

委員：告示は行政解釈・一つの指針を示すものであるため、必ず従わないといけないと言い切れるものではない可能性もある。もちろんそれを外れる場合は相応の理由が必要になるが、告示文の内容はしっかり吟味したほうがいいと思われる。

委員：契約日はいつとなっているか。

事務局：契約日は平成25年11月14日である。

委員：それにより消費税8%で契約することになったわけだが、9月30日までに契約を終えていれば、消費税5%の契約を行うことができた。なぜ9月30日に間に合うようにできなかったのか。民間なら業務詳細は後で契約変更して調整する等工夫して9月中に契約をすると思うが。

事務局：地元との調整に時間を要したため、これがまとまるまで発注ができなかったことにより、結果契約の時期がこのタイミングになった。次の増税時期に向けて留意事項としたいが、公共発注である以上拙速で行うにも限度があるので、「とりあえず契約しておいて、契約後に変更契約で調整する」という手法はとれない。あくまで地元調整の後、基準に則った積算を済ませてからの発注となるので、相応の日数はかかることになる。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。業務担当課の方は退席して結構です。

(3) 平塚市役所来庁者駐車場整理業務

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【庁舎管理課から業務の概要と指名競争入札を採用した理由・業者選定理由、見積もり合わせ状況を説明】

委員：指名競争とのことだが、指名選考条件はどのようなものだったか。

事務局：市内業者の場合警備受付の委託・人的警備を営業希望1～2位で希望していること。市外業者についてはこれに加え官公庁において駐車場管理・警備業務を過去に複数回受注している者とした。

委員：年間契約とのことだが、次年度はまた同じように入札を行うのか。

事務局：毎年入札を行うことになっている。

委員：落札率が公表される以上、落札者は設計金額を押し量ることができる。そういった情報を与えたうえで、来年も入札を行うというのはどうか。

事務局：駐車場整理についての人件費・時間単価というのは無く、この入札に関しては公共工事設計労務単価を基にしている。

委員：落札した業者に比べ、高い業者は3倍近い金額を入札している。この乖離はどういうことか。

事務局：各者の人件費や経費については各々の社内基準によるものなので、なぜ開きが出たかは推し量ることが難しい。

委員：最低制限価格は設けていないのか。

事務局：24年度時点では警備業務に関して最低制限価格を設定することを求めている。現在は最低制限価格適用対象であるので、次回からは80%の最低制限価格が設定されることとなる。

委員：ということは、今回64%あまりで落札している業者は来年度も同じ社内基準・積算で入札した場合、最低制限価格未満で失格ということになってしまうのか。

事務局：確かに80%で足切りをしてしまう以上、64%の入札額では失格となるため、業者は必然的に16%金額を上乗せすることになる。決して現状の業務状況にダンピングがあるとしているわけではないが、他の清掃・受付・警備業務も含め一律で80%の最低制限を実施することとしている。

委員長：他に質問がなければ、次の案件に移りたいと思います。業務担当課の方は退室して結構です。

(4) 平塚市障がい児者相談支援事業委託および平塚市地域包括支援センター運営事業委託

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【障がい福祉課および高齢福祉課から業務の概要と随意契約を採用した理由・業者選定理由、見積もり合わせ状況を説明】

委員：障がい児者とあるが、障がい者で高齢者の場合はどちらのサービスも適用するのか。

事務局：障がい者であっても、介護保険が適用される場合は包括支援センターでも相談を受ける。

委員：随契を採用した理由はプロポーザル方式を経てのことなので理解できるが、その落札率がすべて100%となることについて理由を確認したい。業者の言い値になってしまっているのか。

事務局：地域包括支援センターについては、社会福祉士、ケアマネージャー、保健師など必須の職の人件費、事務事業費などすべて基本額・利用対象者に応じた加算額が定められているので事業内容に対して委託費は自ずと算出される。この金額を業者に対して示した上で委託契約を行っている。障がい児者相談支援事業も、相談支援員を必ず配置することなどの法定要件があり、法改正の際神奈川県を参考に金額を設定した。毎年事業内容自体は増加傾向にあるが、金額は前年を踏襲したものとなっている。

委員：業者はプロポーザル方式で選定されているが、一度選定された以上はずっと変わらないのか。

事務局：特段の問題が無い以上は変更することはない見通しである。頻繁に相談窓口が変わることは利用者の負担にもなる現状がある。

委員：サービス利用に当たっては障がい者自身の費用負担も業者に支払われているか。

事務局：相談業務に関しては利用者の負担はないが、相談の後利用する福祉サービスには1割の自己負担が発生することもある。

委員：相談事業の需要は増えていっているのか。

事務局：増加傾向にある。年々サービスも認知されており、また一度相談に至れば以降も継続してサービスを利用する人が大半である。

委員長：他に質問がなければ、次の案件に移りたいと思います。業務担当課の方は退室して結構です。

議題3 その他

委員長：その他ありましたらお願いします。

契約検査課からの報告は下記のとおり

- ・ 次回抽出委員の選定
- ・ 次回定例会議の日程調整

委員長：それでは以上で本日の審議を終了といたします。

契約検査課長：ご意見ありがとうございました。

以上
(16時30分閉会)